

第 77 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 条及び第 16 条中「令和 8 年 9 月 30 日」を「令和 13 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を延長することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。